

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
共同清監視業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	会計法第29条の3第4項	326,088,000	319,200,000	97.9%	-	本業務は、近畿地方整備局が管理する共同溝(約41km)について、セキュリティの確保のために、共同溝内に設置された各種監視施設による常時監視、有事の際の関係機関への通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。 本業務の対象となる共同溝には、都市の重要なライフラインが収容されており、テロ行為などの防止のため、共同溝施設の監視体制、センサー類の設備レベル・配置など の警備情報は、秘密にすべき事項であるとともに、ライフラインの有事への対策が極めて重要である。 そのため共同溝を一元的に監視することができる統合的な設備を用いた監視や保安体制の強化が必要であり、現在、常時体制についても、警備業法による機械警備を実施している。 日本ユーティリティサブウェイ(株)は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、占用起業者が出资し、設立された唯一の会社であり、共同清監視に必要な施設及び機器類を設置しているなど、監視施設等の設置を含めた監視業務の実施能力を有する唯一の業者である。	14	
営繕積算システムRIBCの販貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	127,751	127,751	100.0%	-	本業務は、「営繕積算システムRIBC」を販貸借しようとするものである。 当該システムは、公共建築工事に用いる積算用に開発された積算システムであり、営繕業務に於いて、その使用に耐える性能を有する積算システムは他に無いため。	12	
宮内庁京都事務所増築等設計 その2業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年6月25日	(株)スペースクリエーション 大阪府大阪市北区兎我野町4-9	会計法第29条の3第4項	2,467,500	2,467,500	100.0%	-	本業務は、宮内庁京都事務所の増築等工事の期間、設計者として施工者及び監理者に設計意図を伝達する業務である。 従って、当該業務を実施できるのは、当該工事の設計業務を実施した掲記業者以外にないため	19	
光ファイバーケーブル販貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(株)ケイ・オプティコム 大阪市北区西天満5丁目14番10号	会計法第29条の3第4項	122,500	122,500	100.0%	-	本業務は、情報通信基盤整備として、近畿地方整備局と保全指導・監督室間において光ファイバーケーブルの販貸借契約を行うものである。 近畿地方整備局においても大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、営繕部保全指導・監督室においては販貸借により整備を行っている。大量の情報をやり取りするためにも情報通信は欠かすことのできないものとなっている。 もし、新たに敷設工事を整備するとなれば、多大な費用が発生することになるため、平成13年度より販貸借契約を締結して同契約を支障なく履行している当該業者と引き継ぎ随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度書類保管等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(株)住友倉庫 大阪支店 大阪市西区川口2丁目1番5号	会計法第29条の3第4項	1,416,240	1,416,240	100.0%	—	当該業務を実施するにあたり、地理的には保全指導・監督室から10km以内の倉庫に保管容量を有していること、倉庫は施錠を行うと共に、当室職員以外が閲覧できないよう保管することなどが必要となる。 上記の条件を満たし、業者変更時に保管文書移動費用も発生しないことから、前年度に当業務を支障なく履行し、実績と信頼を有している(株)住友倉庫と引き続き随意契約を行うものである。	19	
建設関連業者登録システム機器販貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号	会計法第29条の3第4項	148,680	148,680	100.0%	—	建設関連業の業者登録システムは、平成22年度中に行政端末による処理に切り替えが予定されている。行政端末での処理が機動に乗るまでの間、随意契約により契約の更新をするものである。	12	
平成21年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,839,491	1,839,491	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
建設業許可等情報管理支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11-24	会計法第29条の3第4項	6,029,685	6,027,500	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地越町スクエア	会計法第29条の3第4項	236,250	236,250	100.0%	—	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34(指定資格者証交付機関の指定)に基づき指定された唯一の機関である為。	1	
技術査査表出力システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下 誠也 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年4月2日	東芝ソリューション(株) 関西支社 大阪市福島区福島7丁目15番26号	会計法第29条の3第4項	17,115,000	16,982,175	99.2%	—	当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権行使している為。	19	
光ファイバ販貸借	分任支出負担行為担当官 京都営繕事務所長 磯田延一 京都市左京区丸太町通東入東丸太町34-12	平成21年4月1日	大阪市北区中之島3丁目3番23号中之島ダイビル (株)ケイオブティコム	会計法第29条の3第4項	1,785,000	1,785,000	100.0%	—	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
電子複写機の保守及び消耗品等供給	分任支出負担行為担当官 京都営繕事務所長 磯田延一 京都市左京区丸太町通東入東丸太町34-12	平成21年4月1日	京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地の1 京都ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	63,000	63,000	100.0%	—	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
CALS/EC 機器保守料	分任支出負担行為担当官 京都営繕事務所長 磯田延一 京都市左京区丸太町通東入東丸太町34-12	平成21年4月1日	大阪市北区中崎一丁目2番23号 協和テクノロジス(株)	会計法第29条の3第4項	35,805	35,805	100.0%	—	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
平成21年度由良川排水機場操作委託業務	分任支出負担行為担当官 福知山河川国道事務所 田中 貢 京都府福知山市字坂小字今岡2459-14	平成21年4月1日	福知山市長 京都府福知山市内記13-1	会計法第29条の3第4項	8,977,500	8,977,500	100.0%	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	4	
由良川地域防災力向上業務委託	分任支出負担行為担当官 福知山河川国道事務所 田中 貢 京都府福知山市字坂小字今岡2459-14	平成21年4月1日	福知山市長 京都府福知山市内記13-1	会計法第29条の3第4項	3,717,000	3,717,000	100.0%	—	福知山市治水記念館管理運営協定書に基づき委託協定を締結	4	

契約名稱及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によるとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
斑鳩町職員宿舎土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 大和川河川事務所 藤井政人 藤井寺市川北3-8-33	平成21年4月1日	森信子他3名 奈良県北葛城郡王寺町久度3-5-16	会計法第29条の3第4項	-	2,979,179	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所でなければ行政事務を行うことが不可能なため。	5	
大和川下流出張所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 大和川河川事務所 藤井政人 藤井寺市川北3-8-33	平成21年4月1日	合同会社STC 大阪市西区阿波座1-6-13	会計法第29条の3第4項	-	7,395,756	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所でなければ行政事務を行うことが不可能なため。	5	
大戸川ダムコア一倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所 関山公雄 滋賀県大津市大萱1-19-32	平成21年4月1日	西村建設(株) 滋賀県湖南市中央3-12	会計法第29条の3第4項	2,438,000	2,438,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所でなければ行政事務を行うことが不可能なため。	5	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局阪神国道事務所 金田宏一 兵庫県芦屋市川西町14-1	平成21年4月1日	(財)道路管理センター東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	4,690,350	4,690,350	100.0%	-	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関する地理情報を提供可能な者である同法人から提供を受けるものであるため。	12	
道路管理システム端末機賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局兵庫国道事務所長 廣川誠一 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	会計法第29条の3第4項	254,100	254,100	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	単価契約
第二京阪道路監督官詰所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局浪速国道事務所 和田卓 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成21年4月1日	佑知産業(株) 大阪府寝屋川市香里南之町26番13-203豪	会計法第29条の3第4項	-	8,190,000	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	5	
第二京阪道路監督官詰所駐車場賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局浪速国道事務所 和田卓 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成21年4月1日	(有)増井商事 大阪府寝屋川市日新町21-15	会計法第29条の3第4項	-	4,056,000	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	5	
第二阪和国道監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局浪速国道事務所 和田卓 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成21年4月1日	南海電気鉄道(株) 大阪府大阪市中央区難波6-1-60	会計法第29条の3第4項	-	3,045,588	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	5	
ホームページ画像用回線提供業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局六甲砂防事務所 畠本敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成21年4月1日	(株)ケイ・オプティコム 大阪市北区西天満5-14-10	会計法第29条の3第4項	1,113,840	1,113,840	100.0%	-	事務所防災情報をインターネットを通して外部に提供するための回線提供であり、本局が進める集約化が実施されるまで当業者と契約することが経費節減となるため。	8	
平成21年度九頭竜ダム共同施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所 岡村 政彦 福井県大野市中野29-28	平成21年4月1日	電源開発(株) 水力・送電部 中部支店長 愛知県春日井市十三塚町十三塚3030	会計法第29条の3第4項	1,452,000	1,452,000	100.0%	-	ダム建設当時(昭和43年)に締結した「九頭竜川長野ダム等の管理に関する協定書」に基づく委託契約であるため	19	
平成21年度真名川ダム表層取水設備管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所 岡村 政彦 福井県大野市中野29-28	平成21年4月1日	福井県知事 福井市大手3丁目17番1号	会計法第29条の3第4項	264,000	264,000	100.0%	-	ダム建設当時(昭和55年)に締結した「真名川ダム表層取水設備の管理に関する協定書」に基づく委託契約であるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
片川排水機場外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	坂井市長 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,627,290	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
中川水門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	若狭町長 福井県三方上中郡若狭町中央1-1	会計法第29条の3第4項	—	619,164	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
市ヶ瀬橋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	小浜市長 福井県小浜市大手町6-3	会計法第29条の3第4項	—	619,164	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
志比堀橋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	永平寺町長 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	会計法第29条の3第4項	—	619,164	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
狐川橋門外2件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-1 7-1	会計法第29条の3第4項	—	1,005,480	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
庭瀬川橋門外4件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	福井市長 福井県福井市大手3-1 0-1	会計法第29条の3第4項	—	1,778,112	—	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
道の駅「河野」維持管理業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	南越前町長 福井県南条郡南越前町東大道29-1	会計法第29条の3第4項	—	6,237,000	—	—	維持管理協定(H9.11.19締結)に基づくもの(会計法29条の3第4項)	4	
中部横貫自動車道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-1 7-1	会計法第29条の3第4項	—	84,439,000	—	—	文化財発掘調査(会計法29条の3第4項)	4	
浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福井河川国道事務所 森範行 福井県福井市花堂南2-1 4-7	平成21年4月1日	福井県環境保全(業) 福井県福井市角折町8-3	会計法第29条の3第4項	1,543,500	1,279,050	82.9%	—	場所が限定されることにより、当該地域で実施できる業者が他にいなかったため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土砂仮置場仮設ポンプ設備操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	豊岡市長 豊岡市中央町2-4	会計法第29条の3第4項	—	966,000	—	—	本業務は、豊岡市野上及び下鶴井地区に円山川激甚災害特別緊急事業に伴う河道掘削土砂を仮置きすることに伴う内水位の上昇を抑えるために設置した仮設ポンプ設備の操作を実施するものである。本仮設ポンプ設備は、地元要望を受け設置したもので、その操作に伴う影響が豊岡市の区域に限られるため平成18年1月1日、委託者豊岡河川国道事務所と中村 文彦を甲とし、受託者豊岡市長 中貝 宗治を乙として、平成23年3月31日までの期限で操作委託協定を締結している。以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、豊岡市であるので随意契約を行うものである。	19	
道の駅但馬のまほろば管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	朝来市長 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1	会計法第29条の3第4項	—	9,523,500	—	—	管理協定に基づくもの。	19	
簡易パーキング氷上管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	丹波市長 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,908,500	—	—	管理協定に基づくもの。	19	
道の駅ようか但馬蔵管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	養父市長 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675	会計法第29条の3第4項	—	5,922,000	—	—	管理協定に基づくもの。	19	
道の駅ハチ北管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	香美町長 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1	会計法第29条の3第4項	—	3,675,000	—	—	管理協定に基づくもの。	19	
新前川橋門外11件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	豊岡市長 兵庫県豊岡市中央町2番4号	会計法第29条の3第4項	—	27,751,500	—	—	本業務は、円山川水系円山川他の新前川橋門外11件における施設操作を実施するものである。河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。新前川橋門外11件は、その操作を行う影響が、豊岡市の区域に限られるため、平成21年4月1日、委託者豊岡河川国道事務所長 斎藤 博之を甲とし、受託者豊岡市長 中貝 宗治を乙として、操作委託協定を締結している。以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、豊岡市であるので随意契約を行うものである。	19	
一般国道9号沿道環境改善事業に伴う池田古墳発掘調査	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年5月22日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	—	86,757,000	—	—	本業務は、一般国道9号沿道環境事業予定期における池田古墳の発掘及び確認調査について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第二項に基づき、地方自治体の機関で発掘調査を行うものである。また、兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調査及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業に伴う埋蔵文化財発掘出土品整理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年6月15日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	-	29,538,000	-	-	本業務は、一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業に伴う埋蔵文化財について、文化財保護法第90条の二(地方公共団体による発掘の施行)に基づき、地方自治体の機関で発掘調査の出土品を整理するものである。兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条に基づき兵庫県教育委員会が実施すると定めている。以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	19	
庁舎他機械警備業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 斎藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年4月1日	(株)セコム 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	82,110	82,110	100.0%	-	本業務は、豊岡河川国道事務所、出張所及び当事務所管内の河川・道路管理施設17施設の盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止するため機械警備を行うものである。機械警備の履行にあたっては、当該警備対象施設の警備目的、警備レベルに応じ、各種警報機器等(センサー)を警備履行場所に設置することで、夜間及び休日等当該職員不在時の当該施設を常時監視、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止するとともに異常事態発生時には、現場の状況に応じて、関係 各署への通報を行っている。この警備業務を履行するにあたって使用する警報機器は、各警備業者が独自に開発したもので、その警備機器の選定、設置箇所等の警備計画の策定には、高度な専門知識と経験及び設置期間が必要であり、警備業務費には、これらの警備機器の償却費用が含まれている。(一般的に5ヵ年)当該警備業務は、平成18年度から上記業者と警備業務の契約を行い、3ヵ年が経過したところで当該警備対象施設の設置場所、警備特性に精通して、異常事態に的確に対処でき、警備目的を十分達成できる警備業者は上記業者以外にはない。	19	単価契約
馬路川排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 中込淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成21年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	809,676	809,676	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
真砂排水機門操作業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 中込淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成21年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	306,936	306,936	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
前川桶門他2操作業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 中込淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成21年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	1,074,276	1,074,276	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
高砂桶門操作業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 中込淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成21年4月1日	高砂市長 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1	会計法第29条の3第4項	460,404	460,404	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
大西排水機門他5操作委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 中込 淳 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成21年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	1,841,616	1,841,616	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
機械整備業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 守安邦弘 滋賀県大津市黒津4-5-1	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	会計法第29条の3第4項	492,410	492,410	100.0%	-	各施設の整備について、セコム(株)が自社の機械を使用して行っており、その機械の一般的な耐用年数を経過していないから	14	月額
道路・占用物件理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局京都国道事務所 見坂茂範 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成21年4月1日	東京都千代田区平河町1丁目2番10号(財)道路管理センター	会計法第29条の3第4項	4,842,600	4,842,600	100.0%	-	当該(財)が「道路管理システム」を開発し、道路管理者及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営しているデータベースシステムである。	12	
神田川排水機場等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局猪名川河川事務所 米津仁司 大阪府池田市上池田2-2-39	平成21年4月1日	池田市城南1丁目1番1号 池田市長	会計法第29条の3第4項	-	1,011,570	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	1	
和歌山市域橋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 島村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15	平成21年4月1日	和歌山市長 和歌山市七番丁23番地	会計法第29条の3第4項	-	3,492,300	-	-	供給者が一なため	4	
岩出市域橋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 島村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15	平成21年4月1日	岩出市長 和歌山県岩出市西野209	会計法第29条の3第4項	-	1,269,450	-	-	供給者が一なため	4	
紀の川市域橋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 島村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15	平成21年4月1日	紀の川市長 和歌山県紀の川市西大井338番地	会計法第29条の3第4項	-	10,041,150	-	-	供給者が一なため	4	
かつらぎ町域橋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 島村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15	平成21年4月1日	かつらぎ町長 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	会計法第29条の3第4項	-	5,556,600	-	-	供給者が一なため	4	
橋本市域橋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 島村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15	平成21年4月1日	橋本市長 和歌山県橋本市東家1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	-	7,064,400	-	-	供給者が一なため	4	
鯛田水門外12件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤 佑治 和歌山県田辺市中万呂142	平成21年4月1日	紀宝町長 三重県南牟婁郡紀宝町義段324	会計法第29条の3第4項	-	4,419,401	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	

契約名称及び内容	契約社等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
市田川排水機場他2件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤 佑治 和歌山県田辺市中万呂142	平成21年4月1日	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	5,671,535	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
相筋第1橋門外6件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤 佑治 和歌山県田辺市中万呂142	平成21年4月1日	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,655,010	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
岩倉排水機場門外31件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局木津川上流河川事務所 佐中廣起 三重県名張市木屋町8-12-1	平成21年4月1日	伊賀市長 伊賀市上野丸之内116	会計法第29条の3第4項	-	6,625,500	-	-	近畿地方整備局水門等河川管理施設管理規定により、地方自治体に委託するものと定められているため。	1	
室生ダム水環境改善事業委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局木津川上流河川事務所 佐中廣起 三重県名張市木屋町8-12-1	平成21年6月15日	(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所 三重県名張市下比奈知2811-2	会計法第29条の3第4項	-	86,200,000	-	-	本業務は、室生ダムの水質保全施設の制御装置や遠隔装置、電力設備は管理所内施設改造が伴い、かつ、施設設置にはダムの運用を行いながら作業を行う必要があり、設置作業及び設置後のモニタリングについては、水質自動観測装置で水質状況を監みながら、取水者との慎重な調整が必要となる。このことにより、十分な施設状況の把握及び危機管理上の対応手法等の高い知見と高度な技術力が求められる他、関係機関との高い調整能力が必要とされるため。	14	
足羽川ダム工事事務所池田町倉庫賃借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 川崎得生 福井県福井市成和1-2111	平成21年4月1日	大和リース(株)福井営業所 福井県福井市成和1-1007	会計法第29条の3第4項	181,650	181,650	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
平成21年度池田町生活再建対策業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 川崎得生 福井県福井市成和1-2111	平成21年6月18日	池田町長 福井県今立郡池田町稻荷35-4	会計法第29条の3第4項	-	3,754,000	-	-	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体とすることとなっているため。	19	
平成21年度池田町代替地候補地計画調査業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 川崎得生 福井県福井市成和1-2111	平成21年6月26日	池田町長 福井県今立郡池田町稻荷35-4	会計法第29条の3第4項	-	4,924,000	-	-	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体とすることとなっているため。	19	
道の駅「針TRS」維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局奈良国道事務所 八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成21年4月1日	奈良市長 奈良市二条大路南1-1-1	会計法第29条の3第4項	-	20,226,148	-	-	供給可能な者が限定されているため	4	
平成21年度天沢分水施設の維持操作等業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 中村 則之 奈良県五條市三在1681	平成21年4月1日	電源開発(株)水力・送電事業部 西日本支店 大阪府大阪市北区中之島6-2-27	会計法第29条の3第4項	-	148,036,000	-	-	電源開発及び国交省の共有物である版本取水口の施設において、管理・維持に関して委託契約を電源開発と行っているため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水文水質DBパソコン販貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 中村 則之 奈良県五條市三在1681	平成21年4月1日	協和テクロノジイズ(株) 大阪府大阪市中央区中崎一丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	1,659	1,659	100.0%	—	供給可能な者が限定されているため	19	月額
大型電子機写機保守	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 中村 則之 奈良県五條市三在1681	平成21年4月1日	富士ゼロックス奈良(株) 奈良県奈良市大宮町1-1-15	会計法第29条の3第4項	6,513	6,513	100.0%	—	供給可能な者が限定されているため	19	月額
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町一丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	6,571,950	6,571,950	100.0%	—	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関する地理情報を提供可能な者である同法人から提供を受けるものであるため。	12	
蛍光管等管球の販貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月16日	大阪市北区与力町7番5号 福西電機(株)マーケティングビジネス営業所	会計法第29条の3第4項	180,180	180,180	100.0%	—	業務の性質上、他社との契約ができないため	12	
25号(御堂筋)街路樹維持作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年6月19日	大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市長	会計法第29条の3第4項	—	34,629,000	—	—	契約の性質上、他社との契約ができないため	12	
1号大日地下横断道路清掃作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月1日	大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局 鉄道事業本部運輸部長	会計法第29条の3第4項	—	2,555,535	—	—	契約の性質上、他社との契約ができないため	12	
1号大日地下横断道路昇降設備維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月1日	大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号 守口市長	会計法第29条の3第4項	—	2,001,300	—	—	契約の性質上、他社との契約ができないため	12	
25号新町横断歩道橋昇降設備維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月1日	大阪府柏原市安堂町1番55号 柏原市長	会計法第29条の3第4項	—	603,750	—	—	契約の性質上、他社との契約ができないため	12	
大阪市内自転車撤去他作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所 野田勝 大阪市城東区今福西2-12-35	平成21年4月1日	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪市建設局長	会計法第29条の3第4項	—	29,180,550	—	—	契約の性質上、他社との契約ができないため	12	
營繕積算システムRIBC販貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局 藤田 武彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所	会計法第29条の3第4項	1,224,300	1,224,300	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	12	
企業情報提供	支出負担行為担当官 中国地方整備局 藤田 武彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	(財)建設業技術者センター	会計法第29条の3第4項	—	2,835,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	12	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局 藤田 武彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	(財)建設業情報管理センター	会計法第29条の3第4項	—	1,936,506	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	12	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局 藤田 武彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構	会計法第29条の3第4項	—	1,642,847	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	12	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島国道事務所 上坂克巳 広島市南区東豊2-13-28	平成21年4月1日	(財)道路管理センター	会計法第29条の3第4項	—	5,321,400	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	12	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道路事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,508,655	—	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道路事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,653,267	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道路事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	57,254,675	—	—	長期継続契約による	8	
追録(ぎょうせい)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道路事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	—	733,100	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一のため	10	
追録(新日本法規出版)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道路事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	新日本法規出版(株) 高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	—	499,550	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一のため	10	
電話料(NTT)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局山島坂ダム工事事務所 徳永 良雄 爰媛県大洲市肱川町予子林6-4	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	510,355	—	—	長期継続契約による	8	
電話料(ドコモ)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局山島坂ダム工事事務所 徳永 良雄 爰媛県大洲市肱川町予子林6-4	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	520,949	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局山島坂ダム工事事務所 徳永 良雄 爰媛県大洲市肱川町予子林6-4	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	3,731,999	—	—	長期継続契約による	8	
肱川町宿舎借上	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局山島坂ダム工事事務所 徳永 良雄 爰媛県大洲市肱川町予子林6-4	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四十万市右山2033の14	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	—	448,530	—	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四十万市右山2033の14	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,208,566	—	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四十万市右山2033の14	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	510,295	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四十万市右山2033の14	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	32,381,914	—	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 丸亀地区水機門操作委託業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	丸亀市長 香川県丸亀市大手町2-3-1	会計法第29条の3第4項	-	2,691,504	-	-	河川法第89条に基づく、地方公共団体との委託契約	1	
平成21年度 まんのう地区橋門操作委託業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	まんのう町長 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	-	1,495,280	-	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	1	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	1,536,816	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	-	529,021	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,074,884	-	-	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-6	会計法第29条の3第4項	-	7,927,571	-	-	長期継続契約による	8	
宿舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度河川防災ステーション管理業務委託	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	大洲市長 大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	2,188,702	-	-	肱川河川防災ステーション管理協定に基づく委託契約による	4	
平成20年度 要津寺谷川橋門外操作業務委託	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	大洲市長 大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	3,599,452	-	-	大洲市との協議による	4	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,315,960	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,744,207	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愉櫻県大洲市中村210	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	757,060	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愉櫻県大洲市中村210	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,077,462	-	-	長期継続契約による	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愉櫻県大洲市中村210	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	619,970	-	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愉櫻県大洲市中村210	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	57,878,232	-	-	長期継続契約による	8	
追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 愉櫻県大洲市中村210	平成21年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	1,279,918	-	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一つのため	10	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	行政事務を行う場所が限定されているため	5	
共架料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年4月1日	四国電力(株)高知支店 高知市本町4-1-11	会計法第29条の3第4項	-	899,640	-	-	行政事務を行う場所が限定されているため	5	
大豊駒所借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	行政事務を行う場所が限定されているため	5	
平成21年度 建物賃貸借(億島建設監督官)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局億島河川国道事務所 佐々木 一矣 億島県億島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	大和リース(株)高松支店 香川県高松市今里町2-12-19	会計法第29条の3第4項	-	2,703,420	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
回線専用料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	2,751,050	-	-	長期継続契約による	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	2,132,137	-	-	長期継続契約による	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	785,610	-	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
事業用地借地等 計78件	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
追録代	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	418,630	-	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一つのため	10	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	20,202,154	-	-	長期継続契約による	8	
電話料(088)654-2211外	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,057,976	-	-	長期継続契約による	8	
電話料(0883)22-1251外	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	585,730	-	-	長期継続契約による	8	
平成21年度 土地借料(徳島建設監督官)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	徳島県知事 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	-	12,720,456	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	美馬市長 徳島県美馬市宍吹町宍吹字九反地5	会計法第29条の3第4項	-	7,722,288	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	つるぎ町長 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	会計法第29条の3第4項	-	1,033,488	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	東みよし町 徳島県三好郡東みよし町加茂3360	会計法第29条の3第4項	-	977,100	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	三好市長 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2	会計法第29条の3第4項	-	3,022,438	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	

契約名称及び内容	契約離等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	阿波市長 徳島県阿波市阿波町東原173	会計法第29条の3第4項	—	3,395,280	—	—	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,150,392	—	—	長期継続契約による	8	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,756,317	—	—	長期継続契約による	8	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	—	645,040	—	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電気料(四国電力)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	60,250,854	—	—	長期継続契約による	8	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸内1692-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸内1692-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸内1692-1	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	3,940,093	—	—	長期継続契約による	8	
追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	新日本法規出版(株) 香川県高松市扇町3-1 4-11	会計法第29条の3第4項	—	525,800	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一つのため	10	
追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	—	715,326	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一つのため	10	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,957,520	—	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	863,330	—	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,024,400	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	15,513,022	—	—	長期継続契約による	8	
事業用地借入 計7件	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
事業所用地借入 計1件	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	高知市長 高知県高知市本町5-1-45	会計法第29条の3第4項	-	3,067,305	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	土佐市長 高知県土佐市高岡町甲2017-1	会計法第29条の3第4項	-	6,115,440	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市大泉寺町96-7	平成21年4月1日	いの町長 高知県吾川郡いの町1700-1	会計法第29条の3第4項	-	8,510,570	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	日高村長 高知県高岡郡日高村本郷61-1	会計法第29条の3第4項	-	1,989,390	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	香美市長 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-21	会計法第29条の3第4項	-	2,355,150	-	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成21年度 大内白鳥監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	(株)NTT西日本アセットプランニング 大阪市西区土佐堀1-3-34 NTT土佐堀ビル2階	会計法第29条の3第4項	-	2,577,312	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸之内2-5	会計法第29条の3第4項	-	44,564,676	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 香川県高松市観光通1-8-2	会計法第29条の3第4項	-	1,944,795	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	888,351	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所 中山 義男 香川県高松市高松町2422-1	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,221,258	-	-	長期継続契約による	8	
平成21年度 企業情報データ提供業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	本業務は、(1)「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の通達により入札・契約手続きにおける監理技術者の専任制の確認及び現場における監理技術者の専任制確認等の徹底の確認(2)工事における「一般競争(指名競争)参加資格審査」に必要な建設業法に定められた経営事項審査内容の確認を行うための企業情報データの提供という公共工事の発注のための支援業務である。(財)建設業技術者センターは、施工管理に関する知識及び技術の普及を図ることを目的に設立された法人で、建設業法第27条の19第1項に基づき監理技術者資格者証の交付機関として指定された者であり、公共工事に配置された監理技術者に関する所轄業者、監理技術者資格者証の有無、建設業者の経営事項審査の内容を確認できる情報等、公共工事の適正な施工の確保に資することができる情報を総合的かつ迅速に提供することができる唯一の法人である。このため、本業務の目的を確実に達成できるのは上記法人のみであることから会計法29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随時契約を行なうものとみる。	1	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 RIBC賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	1,181,040	1,181,040	100.0%	-	「營繕積算システムRIBC」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛かりの改正及び市場単価の追加に的確に対応している。また、同システムは間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有している。同システムに関する(財)建築コスト管理システム研究所が開発し、著作権及び著作者人格権を有しているが、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成される「營繕積算システム等開発利用協議会」において、營繕業務の合理化・効率化を目的として、協議会会員は同システムを利用することを決定している。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路水文調査(愛媛県)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	愛媛県中予地方局長 愛媛県松山市北持田町132	会計法第29条の3第4項	-	6,200,250	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路水文調査(愛媛県)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	松山市長 愛媛県松山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第4項	-	3,120,600	-	-	協定に基づく負担金	4	
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,155,572	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 松山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	-	2,760,162	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,886,000	-	-	長期継続契約による	8	
通行料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	西日本高速道路(株) 高松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第4項	-	8,883,897	-	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
電気料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	12,138,596	-	-	長期継続契約による	8	
郵便料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-26	会計法第29条の3第4項	-	1,243,210	-	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	日本放送協会 高松市錦町1-12-7	会計法第29条の3第4項	-	5,464,755	-	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 〒107-0052 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項	1,642,847	1,642,847	100.0%	—	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その積算処理にあたっては極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時、建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。 以上の理由から、本業務については、(財)不動産適正取引推進機構と随意契約を締	4	
熱料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	34,281,653	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局野村ダム管理所 山地秀樹 愛媛県西予市野村町野村8-153-1	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	2,029,070	—	—	長期継続契約による	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 横山 嘉夫 徳島県三好市池田町西山谷房4235-1	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ高松市錦町2-4-8	会計法第29条の3第4項	—	568,766	—	—	長期継続契約による	8	
廃棄物料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 横山 嘉夫 徳島県三好市池田町西山谷房4235-1	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸ノ内2-6	会計法第29条の3第4項	—	3,396,431	—	—	長期継続契約による	8	
平成21年度宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局国営讃岐まんのう公園事務所 清家 基哉 香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	平成21年4月1日	八丁 恒和 香川県仲多度郡琴平町131-1	会計法第29条の3第4項	—	1,392,000	—	—	場所が固定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
水道料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局国営讃岐まんのう公園事務所 清家 基哉 香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	平成21年4月1日	まんのう町水道事業管理者 香川県仲多度郡まんのう町吉野4300-1	会計法第29条の3第4項	—	4,832,250	—	—	長期継続契約による	8	
下水道料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局国営讃岐まんのう公園事務所 清家 基哉 香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	平成21年4月1日	まんのう町 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	—	1,785,866	—	—	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大渡ダム管理所 大澤敏之 高知県吾川郡仁淀川町高瀬3816	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	7,600,342	—	—	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 桑野川床上浸水対策特別緊急事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	信島県知事 信島県信島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	153,573,000	—	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められている	4	
平成21年度 波介川河口導流事業埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	高知県教育委員会 教育長 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	会計法第29条の3第4項	—	112,203,000	—	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められている	4	
土地及び建物の賃貸借(高知建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	高知県鐵造工業協同組合 高知市布師田3981-5	会計法第29条の3第4項	—	3,600,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地及び建物の賃貸借(須崎建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所 萩野宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	高知塩元壳(株) 高知市農人町4-25	会計法第29条の3第4項	—	2,520,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成21年度 建物賃借料(日和佐建設監督官)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局信島河川国道事務所 佐々木 一英 信島県信島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	小松島市長 信島県小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,136,880	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局信島河川国道事務所 佐々木 一英 信島県信島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項	1,782,600	1,782,690	100.0%	—	全国50万を超える建設業許可業者に関して、各々許可行政庁として情報管理を徹底し、業者間における技術者の名義貸し防止及び指導監督業務等を適正に行う必要があるが、元来技術者等の流動著しい本業界において常にそれら実態を把握出来る体制にあるためには、各許可行政庁が全國許可業者における同一のデータベースに常時アクセス及び入力でき、また同一データベースは全許可行政庁によって常時継続的に更新され得る状態になければならない。 (財)建設業情報管理センターは、上に記した許可行政庁としてあるべき状態実現のため47都道府県等の出損により設立された法人であり、国土交通省及び地方公共団体との間における取決めによる契約の相手	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項	1,642,847	1,642,847	100.0%	—	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その権限処理にあたっては、極めて公益性の高い行政事務の一環を分担するため、當利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。 以上の理由から、本業務について(財)不動産適正取引推進機構と随意契約を締	4	
電話料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	西日本電信電話(株) 高知市帯屋町2-5-1	会計法第29条の3第4項	—	4,615,931	—	—	長期継続契約による	8	
土地借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
高知自動車道土佐PAに接続するスマートIC社会実験に伴う施設工事	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	西日本高速道路(株) 高松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第4項	28,822,500	28,822,500	100.0%	—	高速道路(株)法により、四国の高速道路に係る事業については、西日本高速道路(株)が行うことと定められており、契約の相手方が西日本高速道路(株)しかないため。	1	
高速イーサネット網サービス利用料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	(株)STNet 香川県高松市春日町1735-3	会計法第29条の3第4項	—	1,614,900	—	—	長期継続契約による	8	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室/内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	—	—	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
駐車場敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所 林重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路水文調査(愛媛県)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	愛媛県中予地方局長 愛媛県松山市北特田町132	会計法第29条の3第4項	-	6,200,250	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路水文調査(松山市)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	松山市長 愛媛県松山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第4項	-	3,120,600	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度 猪ノ鼻道路外埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	徳島県知事 徳島市万台町1-1	会計法第29条の3第4項	-	111,825,000	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度 松山管内埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	愛媛県知事 松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	-	301,090,500	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度 大洲管内埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	愛媛県知事 松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	-	56,259,000	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度 高知県国道路外埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月1日	高知県教育委員会 教育長 高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	-	223,912,500	-	-	協定に基づく負担金	4	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月8日	愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	-	30,828,000	-	-	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	4	
平成21年度一般国道33号松山外環状道路用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月8日	愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	-	30,828,000	-	-	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	4	
平成21年度四国横断自動車道(阿南一小松島)用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月8日	徳島県 傳島県傳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	40,038,500	-	-	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	4	
平成21年度 高知西バイパス用地取得事務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年4月16日	高知県土地開発公社 高知県丸十反4番10-402号	会計法第29条の3第4項	-	5,082,000	-	-	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	4	
ガス代	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木 一英 德島県徳島市上吉野町3-35	平成21年5月8日	四国ガス(株)徳島支店 徳島県徳島市北出来島町1-26-2	会計法第29条の3第4項	-	1,190,834	-	-	長期継続契約による	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国技術事務所 岸崎 未和 香川県高松市牟礼町牟礼1-545	平成21年5月14日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	3,413,734	-	-	長期継続契約による	8	
電話料 (NTTドコモ)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 桜井 亘 三好市井川町西井川68	平成21年5月15日	(株)エヌ・ティ・ティドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,018,291	-	-	長期継続契約による	8	
電気料金	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所 佐々木 一英 德島県徳島市上吉野町3-35	平成21年5月15日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	7,946,156	-	-	長期継続契約による	8	
水道料(松山市・松山駅所分等)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797-2	平成21年5月15日	松山市公営企業管理者 愛媛県松山市二番町4-4-6	会計法第29条の3第4項	-	1,084,858	-	-	長期継続契約による	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
松山地下駐車場電気料負担金	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山川河国道事務所 五十川 崇史 愛媛県松山市土居町797-2	平成21年5月15日	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	—	1,768,492	—	—	法令等により契約の相手方が特定されるため	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年5月18日	四国電力(株) 高松市丸の内2-6	会計法第29条の3第4項	—	4,741,374	—	—	長期継続契約による	8	
官報公告料	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年5月18日	(独) 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	—	3,014,870	—	—	本業務は、四国地方整備局が行政に関する情報を国民に正確かつ確実に伝達するため、官報への掲載を依頼する業務である。官報については、内閣府が「官報及び法令全書に関する内閣府令」に規定する官報の編集、印刷等を独立行政法人国立印刷局に委託していることから独立行政法人国立印刷局は、官報公告を行うことができる唯一の機関である。よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	6	
電話料(NTTコミュニケーションズ)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年5月21日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	819,477	—	—	長期継続契約による	8	
電話料(NTTその2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所 横井 直 三好市井川町西井川68	平成21年5月25日	西日本電信電話(株) 倍島市西大工町2-5-1	会計法第29条の3第4項	—	2,238,475	—	—	長期継続契約による	8	
追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川川河川国道事務所 中山 篤男 香川県高松市高松町2-422-1	平成21年6月9日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	—	1,074,920	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一のため	10	
追録(判例 行政手続法外)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年6月10日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	—	2,005,108	—	—	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一のため	10	
事業系一般廃棄物運搬廃棄業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(有)七福商会	会計法第29条の3第4項	6,489,085	6,489,085	100.0%	—	福岡市における事業系一般廃棄物収集は、区域毎に指定された福岡市の許可業者が行っている。(有)七福商会は、当庁舎の区域について許可されている唯一の収集業者であるため。	19	
平成21年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する各種情報を網羅している唯一の法人である。また、平成8年度より「発注者支援データベースシステム」を構築し統合管理するとともに(財)日本建設情報総合センターが運用を行っている「工事実績情報システム」(CORINS)と連携してデータベースを通じ監理技術者の専任性を確認し、公共工事発注者を支援する情報サービスとして電子データでの提供も行っており、本業務を遂行できる唯一の者であることにによる。	1	

契約名称及び内容	契約離等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
時事行財政情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(株)時事通信社	会計法第29条の3第4項	1,312,500	1,312,500	100.0%	—	上記業者は、中央省庁や自治体に取材記者を配置し、専用に設置したデスクが情報を入手次第、原稿を迅速に校正・処理し、インターネットで配信するサービスを行っており、一般ニュースに加え、各機関の行財政情報等について、幅広くかつ綴やかな情報の提供を行っている。 提供される行財政情報のうち、各行政機関の予算や決算の情報及び幹部の人事異動情報については、公表後速やかに情報発信がなされるとともに、これらを集成した最新情報を一晩にして提供している。また、公共工事着工統計や建築着工統計等は、月別・県毎の情報を集約次第速やかに提供しているとともに、各種統計資料のデータベースも充実している。さらには、各県知事の動向については、一週間の主な予定等の情報が前週末に提供するなど、整備局が必要とする行財政情報の提供について満足している。 一般ニュースの情報提供を行う会社は他にも存在するが、行財政に関する情報提供の迅速性、専用に設置したデスクによる情報収集力の高さ及び独自のデータベースの充実等の観点から、本業務で求める情報提供が可能なのは、「(株)時事通信社」のみであり、本業務を適切に遂行できるのは上記業者をおいて他にはない。	12	
記者会見情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(株)衛生チャンネル	会計法第29条の3第4項	3,836,700	3,836,700	100.0%	—	本業務は、社会を取り巻く情勢が日々刻々と変わるもので、首相や国土交通大臣等の記者会見情報の全部を迅速かつ正確に把握することにより、九州地方整備局の所管事業を適正に遂行するために情報提供を受けるものである。 首相・国土交通大臣等の記者会見の情報の一部を提供する会社は他にも存在するものの、会見後3~4時間で迅速に、かつ会見内容の全部を正確に配信するのは、「(株)衛生チャンネル」のみであるため。	12	取りやめの可能性有り
道路占用許可申請システムサーバ販貸借	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日立キャピタル(株)	会計法第29条の3第4項	1,469,160	1,469,160	100.0%	—	本契約は、九州地方整備局管内の道路占用許可申請業務において必要なシステムサーバを借り上げるものである。システム更新計画に伴い平成22年度中に廃止計画があること、また、現在使用している機器で充分に機能を満たしており新規に機器を調達するより安価であるため、現在使用している機器を引き続き使用するものである。	19	
建設関連業者登録システム機器販貸借	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5丁目2-1	会計法第29条の3第4項	1,310,400	1,310,400	100.0%	—	本機器の借り上げにあたっては、現在使用している機器を引き続き使用するものである。よって、他に競合するものではなく、東芝ファイナンス㈱と随意契約するものである。	19	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構	会計法第29条の3第4項	1,642,847	1,642,847	100.0%	—	すべての免許行政が同一のシステムを活用して行う必要があるため、国土交通省及び47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理・運営を委託する管理運営機関に特定している。	4	
建設業情報管理システム管理・運営業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(財)建設業情報管理センター	会計法第29条の3第4項	2,506,000	2,506,000	100.0%	—	本システムについては、(財)建設業情報管理センターが所有しているものであり、同センターは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の除外に寄与すること等を目的として、昭和62年に設立されたものである。 また、本システムは、一の許可行政が欠けても、これらはの目的は達成することができないため、全ての許可行政が同一の本システムを使用する必要があることから、国土交通省及び47都道府県の合意に基づいて本システムを構築し、以後、本システムの改良・管理・運営を行ってきたところである。 加えて、本システムには、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理をするために、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が本業務に専属で配置され、管理、運営を行う体制が求められる。	4	
營繕積算システムRIBC媒体購入	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所	会計法第29条の3第4項	1,974,000	1,974,000	100.0%	—	「營繕積算システムRIBC」は昭和58年当時、建設省と都道府県及び政令市により発足した「營繕積算システム開発利用協議会」において、公共建築工事発注に用いる積算のためのシステムとして運用するため共同開発されたものである。營繕積算システム開発利用協議会の委託により(財)建築コスト管理システム研究所が營繕積算システムRIBCを開発・整備し提供しており、本システムは上記業者でしか販売を取り扱っていない。当該購入は「公共調達の適正化」(平成18年8月財務大臣通知)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の「イ契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものとされ、国土交通省として引き継ぎ随意契約をするものとして整理されている。	12	
水閥門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	佐賀市栄町1番1号 佐賀市長	会計法第29条の3第4項	—	4,005,196	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	神埼市神埼町神埼410番地 神埼市長	会計法第29条の3第4項	—	6,361,441	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	大川市大字酒見256番地 1 大川市長	会計法第29条の3第4項	—	2,669,775	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町長	会計法第29条の3第4項	—	1,905,756	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	久留米市城南町15-3 久留米市長	会計法第29条の3第4項	—	14,482,414	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	鳥栖市宿町1118 鳥栖市長	会計法第29条の3第4項	—	2,260,903	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	うきは市吉井町新治316 うきは市長	会計法第29条の3第4項	—	2,311,598	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	朝倉市善提寺412-2 朝倉市長	会計法第29条の3第4項	—	1,930,325	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	日田市田島2-6-1 日田市長	会計法第29条の3第4項	—	6,260,349	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	みやま市瀬高町小川5 みやま市長	会計法第29条の3第4項	—	5,250,052	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
水閂門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	柳川市本町87-1 柳川市長	会計法第29条の3第4項	—	2,821,164	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電力料(巨勢川調整池)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	—	16,500,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約終結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(事務所)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	5,460,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(空間監視外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	30,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(筑後川排水機場)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	4,220,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(中地江川排水機場)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,270,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(切通川機場)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,260,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電話料(水門等状況把握)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	東京都港区東新橋1-9-1 ソフトバンクテレコム㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,545,792	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電話料(事務所)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	大阪市中央区馬場町3-15 西日本電信電話㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,004,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(恩来排水機場外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	7,140,072	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(久留米出張所外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,720,320	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(石王橋門外11箇所)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,974,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(片ノ瀬出張所・石王橋管外27件)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,779,408	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(目北管外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,456,448	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(東永久損管外7件)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,222,916	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(湯島管15件)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,646,388	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(吉井出張所外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,429,020	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(風倒木監視センター外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	4,399,872	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(蒲田津排水機場外1件)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,456,448	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(古賀水門外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,838,700	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(嘉瀬川出張所外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,572,128	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(事務所)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	9,445,908	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(原田テレメータ外8件)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,439,972	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電話料(ドコモ集中払)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-6-1 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 九州	会計法第29条の3第4項	-	2,832,564	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再販職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料(花宗水門管理棟)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	3,149,556	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(諸富出張所外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	3,108,864	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(矢部川出張所外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	3,907,896	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(水もののがたり館)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,934,712	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(空間監視外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	3,196,092	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(佐賀庁舎外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	4,932,288	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(巨勢川機場)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	13,169,016	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(巨勢川調整池)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	2,482,278	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(大刀洗揚水機場外)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,418,289	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(河川情報板)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,174,323	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	
電力料(筑後川排水機場)	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局筑後川河川事務所副所長 村上康弘 久留米市高野1-2-1	平成21年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,467,054	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	8	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宮若地区堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	宮若市	会計法第29条の3第4項	—	10,323,995	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
添田地区河川パトロール委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	添田町	会計法第29条の3第4項	—	358,295	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
宮若地区河川パトロール委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	宮若市	会計法第29条の3第4項	—	2,529,925	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
浄土構排水管外33件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	飯塚市	会計法第29条の3第4項	—	6,009,419	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
山野排水管門外53件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	嘉麻市	会計法第29条の3第4項	—	8,818,416	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
輪排水管外60件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	田川市	会計法第29条の3第4項	—	10,667,226	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
伊原排水管外43件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	添田町	会計法第29条の3第4項	—	7,310,898	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
下今任第1排水管外14件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	大任町	会計法第29条の3第4項	—	2,514,797	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
大熊排水管外12件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	糸田町	会計法第29条の3第4項	—	2,160,792	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
草場橋門外45件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	福智町	会計法第29条の3第4項	—	7,937,819	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
長田排水管外34件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	直方市	会計法第29条の3第4項	—	6,301,360	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
赤地第2排水樋管外10件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	小竹町	会計法第29条の3第4項	—	1,904,756	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
篠振第1排水樋管外56件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	宮若市	会計法第29条の3第4項	—	8,580,701	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
島津排水樋管外9件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	遠賀町	会計法第29条の3第4項	—	1,598,074	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
芦屋第六号排水樋管外11件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	芦屋町	会計法第29条の3第4項	—	2,068,949	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
洗越第1排水樋管外27件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	北九州市	会計法第29条の3第4項	—	5,166,128	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
芦屋第1陵閣外23件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	芦屋町	会計法第29条の3第4項	—	2,090,055	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
益田排水機場外4件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	飯塚市	会計法第29条の3第4項	—	2,447,630	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
花ノ木壇操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	中間市外2ヶ町山田川水利組合	会計法第29条の3第4項	—	3,870,090	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
岡森堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	直方市・北九州市岡森用水組合	会計法第29条の3第4項	—	3,201,587	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
高柳堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	福智町	会計法第29条の3第4項	—	3,222,131	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
岩下壩操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	糸田町	会計法第29条の3第4項	—	3,218,065	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
端堀操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	田川市	会計法第29条の3第4項	—	3,466,505	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	
電気料水質保全施設猪熊外2箇所	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	4,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電気料益田排水機場外77件	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	5,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電気料(出張所・野田排水機管外95件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	5,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電気料中間出張所庁舎分	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	1,700,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電気料曲川排水機場外3箇所分	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	3,000,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電気料直方出張所外8箇所分	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	2,700,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算
電話料集中払	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝堀1丁目1番1号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	会計法第29条の3第4項	—	2,700,000	—	—	供給することが可能な業者が一の場合であるため。	8	長期 概算

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
道路占用物件管理用パソコン賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月1日	西部ガス情報システム(株) 福岡市博多区千代1-15-27	会計法第29条の3第4項	2,392,740	2,392,740	100.0%	-	道路管理システムは、複雜・過密化する都市の道路の地下に埋設されている水道・通信・電力等の占用物件情報を総合的に管理するシステムである。このような地下埋設物件に関する情報は、道路管理者として災害や工事事故に備え、24時間把握できる体制を整備しておくことが必要である。道路管理システムには、コンピュータマッピング基本ソフトウェアであるTUMSY基本ライブラリが組み込まれており、常時占用物件情報の提供を受けるためには、パソコン端末側にこのソフトウェアが搭載されている必要がある。また、当該ソフトウェアの知的所有権は、著作権者である東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)が所有しているため、道路管理システムを利用するには上記業者の提供する機器を賃貸借する必要がある。しかしながら、東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)は、九州地区に支店・営業所等を有していないため、九州地区的総代理店は西部ガス情報システム(株)となっている。よって、本業務を履行するには西部ガス情報システム(株)が唯一の相手方となる。	19	
平成21年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	7,420,350	7,420,350	100.0%	-	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務等的確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占用物件等の情報提供を受けるものである。①多種多様の公益占用物件が軽微して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるには官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。②公益事業者の占用物件情報(管轄・出稿・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。③福岡市内の占用物件等のデータベース情報を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達成することができない。よって、本業務は、「公共通達の適正化について」(平成18年8月26日付け財務大臣通知)の行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものに該当し、随意契約を行うものである。	12	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡国道事務所簡易公募手続開始公示単価契約(その3)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月7日	(株)日刊建設産業新聞社 九州支社 福岡市博多区住吉5-9-19	会計法第29条の3第4項	1,181,250	1,181,250	100.0%	-	H8.9.26付建設省厚契発第38号・建設省技調発第169号・建設省営建発第92号「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」により相手方が定められているため。	19	
福岡国道事務所簡易公募手続開始公示単価契約(その2)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月7日	(株)日刊建設通信新聞社 九州支社 福岡市博多区博多駅前3-9-1	会計法第29条の3第4項	1,181,250	1,181,250	100.0%	-	H8.9.26付建設省厚契発第38号・建設省技調発第169号・建設省営建発第92号「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」により相手方が定められているため。	19	
福岡国道事務所簡易公募手続開始公示単価契約(その1)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月7日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	1,181,250	1,181,250	100.0%	-	H8.9.26付建設省厚契発第38号・建設省技調発第169号・建設省営建発第92号「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」により相手方が定められているため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	5,529,300	5,529,300	100.0%	-	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務等的確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占用物件等の情報提供を受けるものである。①多種多様の公益占用物件が軽微して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるには官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。②公益事業者の占用物件情報(管轄・出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。③北九州市内の占用物件等のデータベース情報を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。よって、本業務は、「公共通達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、随意契約を行うものである。	12	
道路管理システム端末機賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	西部ガス情報システム(株) 福岡市博多区千代1-15-27	会計法第29条の3第4項	1,306,620	1,306,620	100.0%	-	道路管理システムは、複雑・過密化する都市の道路の地下に埋設されている水道・通信・電力等の占用物件情報を総合的に管理するシステムである。このような地下埋設物件に関する情報は、道路管理者として災害や工事事故に備え、24時間把握できる体制を整備しておくことが必要である。道路管理システムには、コンピュータマッピング基本ソフトウェアであるTUMSY基本ライブラリが組み込まれており、常時占用物件情報の提供を受けるためには、パソコン端末側にこのソフトウェアが搭載されている必要がある。また、当該ソフトウェアの知的所有権は、著作権者である東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)が所有しているため、道路管理システムを利用するには上記業者の提供する機器を賃貸借する必要がある。しかしながら、東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)は、九州地区に支店・営業所等を有していないため、九州地区的総代理店は西部ガス情報システム(株)となっている。よって、本業務を履行するには西部ガス情報システム(株)が唯一の相手方となる。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
道路管理システム端末機賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	西部ガス情報システム(株) 福岡市博多区千代1-15-27	会計法第29条の3第4項	1,445,220	1,445,220	100.0%	-	道路管理システムは、複雑・過密化する都市の道路の地下に埋設されている水道・通信・電力等の占用物件情報を総合的に管理するシステムである。このような地下埋設物件に関する情報は、道路管理者として災害や工事事故に備え、24時間把握できる体制を整備しておくことが必要である。道路管理システムには、コンピュータマッピング基本ソフトウェアであるTUMSY基本ライブラリが組み込まれており、常時占用物件情報の提供を受けるためには、パソコン端末側にこのソフトウェアが搭載されている必要がある。また、当該ソフトウェアの知的所有権は、著作権者である東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)が所有しているため、道路管理システムを利用するには上記業者の提供する機器を賃貸借する必要がある。しかしながら、東京ガス(株)及び東京ガス・エンジニアリング(株)は、九州地区に支店・営業所等を有していないため、九州地区的総代理店は西部ガス情報システム(株)となっている。よって、本業務を履行するには西部ガス情報システム(株)が唯一の相手方となる。	19	
平成21年度嘉瀬川ダム区域内埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年4月1日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	-	175,000,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。佐賀県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第90条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、佐賀県が唯一の契約相手と判断するものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 須田土捨場農地機能復旧(第2~2期工事及び第3期工事)に伴う委託契約	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島修 佐賀市高木瀬東2-16-36	平成21年4月9日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	206,780,500	—	—	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い発生する残土の処分を行う残土処分地として農地等を借地し土砂処分を行っている須田地区の残土処分地において、土砂処分完了後に地権者へ土地を返還するにあたり、土地機能復旧工事を行うものである。残土処分地の農地及び農業用施設・国有地等の土地機能復旧は、土地改良法に基づく土地改良事業にて農地の機能復旧を行う必要があり、その復旧工事ならびに設計にあたっては土地改良法等の関係法令を熟知・精通したうえ、地権者で構成する住民団体等との連携・協働した協力体制の確立が不可欠である。そのためには、関係機関・住民団体等との円滑な連携調整が必要であり、かつ公平性、中立性が強く求められる。以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、当該地区的地元自治体であり、地域住民・住民団体等と公平・中立な立場で連携し、住民参加のネットワークを構築できる佐賀市が唯一の契約相手である。	19	
行合野地区仮横橋等設備販借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	松尾建設(株)	会計法第29条の3第4項	10,542,000	10,500,000	99.6%	—	「行合野川橋下部工(P3・A2)工事」において当該相手方が設置したものであり、工事用道路を維持して利用するため。	5	
平成21年度西九州自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財免振調査委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	佐賀県知事	会計法第29条の3第4項	—	130,000,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の手掌事務であり、その委託を受けた佐賀県知事のみが唯一の相手方であるため	1	
唐津山本・鬼塚間養母田跨線橋新設工事に伴う平成21年度実施協定	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	九州旅客鉄道(株)	会計法第29条の3第4項	—	97,189,000	—	—	九州旅客鉄道(株)との協定締結のため唯一の相手方である。	1	
電話料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	会計法第29条の3第4項	—	2,200,000	—	—	長期継続契約	8	
電話料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	—	1,050,000	—	—	長期継続契約	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道路事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	13,800,000	—	—	長期継続契約	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	15,000,000	—	—	長期継続契約	8	
電気料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐賀国道事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	—	14,000,000	—	—	長期継続契約	8	
斐仙復興事務所庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局斐仙復興事務所長 渡部文人 長崎県島原市南下川尻町7-4	平成21年4月1日	日成ビルト工業(株)	会計法第29条の3第4項	月額 3,547,002	月額 3,547,002	100.0%	—	職員が円滑に事務を遂行可能な庁舎を選定了ところ、現在の建物しかなく、平成21年度も引き続き現在の建物を賃借するものである。	5	
平成21年度 玉名バイパス、九州横断自動車道延岡除埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	熊本県知事 蒲島 郁夫	会計法第29条の3第4項	—	134,463,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
平成21年度 植木バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	植木町長 藤井 修一	会計法第29条の3第4項	—	95,000,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 植木町は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、植木町が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 熊本北バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	合志市長 大住 清昭	会計法第29条の3第4項	-	12,817,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 合志市は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、合志市が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
平成21年度 玉名バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	玉名市長 島津 勇典	会計法第29条の3第4項	-	23,958,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 玉名市は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、玉名市が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
平成21年度 白川新屋敷地先埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	熊本県知事 蒲島 郁夫	会計法第29条の3第4項	-	107,719,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	1	
中無田閘門操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	熊本市長	会計法第29条の3第4項	-	3,640,474	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	1	